

第9回 吉見町立小学校統合再編準備委員会 次第

日 時：令和6年7月24日（水）

午後2時00分

場 所：吉見町役場3階 大会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ

4 自 己 紹 介

資料1

5 議 事

（1）小学校統合再編に関する経緯について

資料2

（2）統合再編準備委員会の活動内容等について

資料3

参考資料1

（3）今後のスケジュールについて

資料4

（4）専門部会の報告について

資料5

6 事 務 連 絡

7 閉 会

【配布資料一覧】

資料1：吉見町立小学校統合再編準備委員会委員名簿

資料2：小学校統合再編に関する経緯について

資料3：統合再編準備委員会の活動内容等について

資料4：今後のスケジュールについて

資料5：第4回学校運営部会報告

参考資料1：吉見町立小学校統合再編準備委員会設置要綱

吉見町立小学校統合再編準備委員会委員名簿

資料 1

(順不同、敬称略)

No.	氏 名	役 職 名	選出根拠
1	小林 正義	東第一小学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
2	荒井 健博	東第二小学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
3	田村 はるみ	南小学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
4	矢吹 千保	西小学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
5	宮崎 敦	北小学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
6	小川 広太	西が丘小学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
7	清水 彩乃	吉見中学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
8	寺山 さおり	よしみ幼稚園保護者代表	(1) 保護者を代表する者
9	小田 篤	よしみけやき保育所保護者代表	(1) 保護者を代表する者
10	栗田 智子	東第一小学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
11	小澤 美穂子	東第二小学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
12	小林 克則	南小学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
13	山内 哲也	西小学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
14	西條 宏実	北小学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
15	舩田 真由美	西が丘小学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
16	岡崎 康友	吉見中学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
17	齋藤 ディエゴ カズミ	区長会 東地区(東一小)	(3) 地域住民を代表する者
18	水野 智禎	区長会 東地区(東二小)	(3) 地域住民を代表する者
19	吉田 清司	区長会 南地区(南小)	(3) 地域住民を代表する者
20	矢嶋 保男	区長会 西地区(西小)	(3) 地域住民を代表する者
21	瀬戸 正広	区長会 北地区(北小)	(3) 地域住民を代表する者
22	小澤 俊則	区長会 西地区(西が丘小)	(3) 地域住民を代表する者
23	久保田 秀至	元 公立小学校長	(4) 教育委員会が必要と認める者
24	小池 幸	元 公立小学校長	(4) 教育委員会が必要と認める者

1号委員 : 保護者を代表する者

2号委員 : 学校の教職員を代表する者

3号委員 : 地域住民を代表する者

4号委員 : 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

※網掛けの委員につきましては、新任となります。

小学校統合再編に関する経緯について

全国的に少子化が進展している中、吉見町においても、人口減少とともに、児童生徒も減少が続いています。

現在、吉見町すべての小学校は、クラス替えができない1学年1学級となっており、一部では、複式学級に該当する児童数となっている状況です。今後さらに学校の小規模化が進んだ場合、学校における教育活動や学校運営などの様々な面に影響を及ぼすことが懸念されます。また、学校施設に目を向けると、建築後55年以上が経過している校舎もあり、老朽化への対応に課題が生じています。

そのような中、吉見町教育委員会では、令和元年7月に「吉見町立学校あり方研究協議会」を設置し、将来を担う子どもたちが、より良い教育環境の中で教育が受けられるよう、多角的かつ客観的な視点から慎重に議論を重ね、調査研究報告をまとめていただきました。

この報告を受け、令和3年7月に「吉見町立学校適正規模等検討委員会」を設置し、学校の適正規模及び適正配置等について諮問をし、令和4年2月に答申をいただきました。

令和5年2月、同検討委員会からの答申を尊重し、子どもたちの社会性の育成及び互いに切磋琢磨できる場として一定規模を確保するとともに、義務教育9年間を通して小中学校の連携を図ることのできる環境を考慮しながら、吉見町の将来を担う子どもたちのより良い教育環境の構築に向けた具体策を示した計画として、「吉見町立小学校統合再編計画」を策定しました。

年 月	内 容
令和元年 7月	吉見町立学校あり方研究協議会設置【全7回開催】
令和2年 7月	吉見町の学校教育に関する保護者アンケート調査の実施 ※保護者数(世帯数):1,227人 回収数:914件 回収率:81.1%
令和3年 3月	「吉見町立学校あり方研究協議会調査研究報告書」提出
令和3年 7月	吉見町立学校適正規模等検討委員会設置【全8回開催】
令和3年 8月	学校の適正規模や適正配置に関するアンケート調査の実施 ※町立小中学校教職員:112人 回収数:109人 回収率:97.3%
令和3年12月	「吉見町立学校あり方研究協議会調査研究報告書」保護者説明会
令和4年 2月	「吉見町立学校の適正規模及び適正配置等について」答申 答申1:小学校数 小学校6校を1校に統合再編する。 答申2:配置場所 新設小学校は、吉見中学校との位置関係を考慮しながら、町中央部とする。 答申3:統合再編の時期 現在、全ての小学校が小規模校または過小規模校であり、将来的にも児童数が減少傾向にあるため、新設小学校については、できるだけ早期の開校を目標とする。

年 月	内 容
令和4年 9月	(仮称)吉見町立小学校統合再編計画(案)策定
令和4年10月 ～11月	(仮称)吉見町立小学校統合再編計画(案)保護者・地域住民説明会 ※全15回延べ224人
令和4年11月	(仮称)吉見町立小学校統合再編計画(案)パブリックコメント ※意見:3人
令和5年 2月	吉見町立小学校統合再編計画の策定 ＜主な内容＞ ・統合再編の方法 小学校6校を1校に統合再編 ・学校の位置 統合小学校の位置は、吉見中学校敷地内 ・学校施設 校舎、体育館等の学校施設を新たに建設 ・全体計画 令和10年4月開校予定
令和5年 5月	吉見町立小学校統合再編準備委員会設置【全8回開催】 ・吉見町統合小学校に関する基本構想・基本計画について ・統合小学校の校名候補の選定について
令和5年 7月	統合小学校の校名案の募集 ※対象:児童・生徒を含む町内在住者等 応募案:205案 先進地視察研修【北の杜学園・笠懸西小学校(群馬県)】
令和5年 9月	統合小学校の学校施設に関するアンケート調査の実施 ※回答数:599人(児童293・保護者253・教職員53)
令和5年11月	交流事業の実施(統合時に6年生となる1年生を対象) 総合教育会議において校名案を「吉見町立吉見小学校」に決定
令和5年12月	先進地視察研修【研究学園小学校・小川北義務教育小学校(茨城県)】
令和6年 3月	吉見町統合小学校に関する基本構想・基本計画の策定

統合再編準備委員会の活動内容等について

1 設置目的

吉見町立小学校の円滑な統合再編に必要な準備、検討及び調整を図る。

2 所掌事務

次に掲げる事項を調査、検討し、その結果を吉見町教育委員会に報告する。

- (1) 校名、校則、校章等に関すること。
- (2) 通学体制に関すること。
- (3) 教育課程、学校行事等に関すること。
- (4) 施設整備、設備備品等に関すること。
- (5) その他統合再編に関し必要な事項に関すること。

3 委員構成

区 分	人 数	選 出
保護者を代表する者	9 名	各小・中学校、よしみ幼稚園 よしみけやき保育所
学校の教職員を代表する者	7 名	各小・中学校長
地域住民を代表する者	6 名	各小学校区區長
教育委員会が必要と認める者	2 名	元小学校長
計	24 名	

事務局：吉見町教育委員会 教育総務課 小学校統合準備室

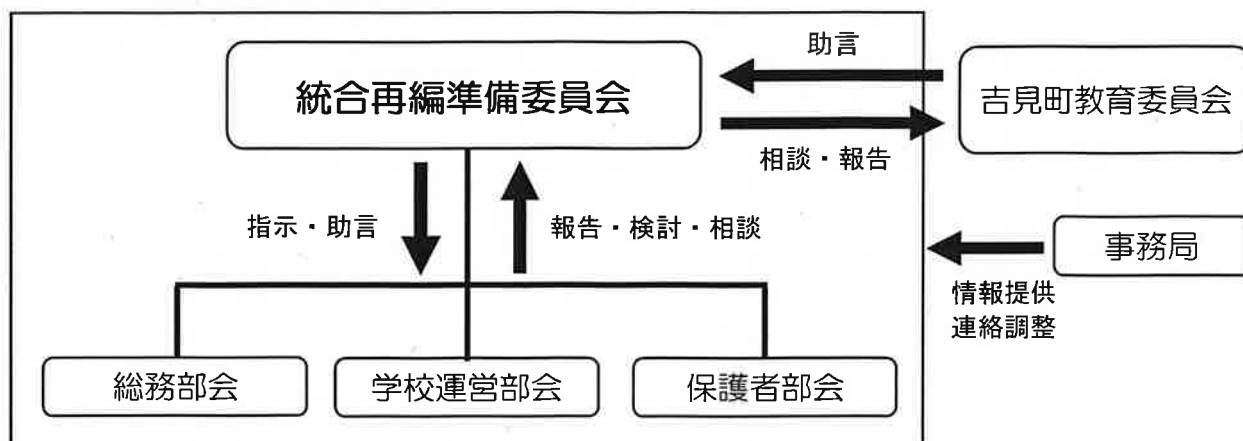
4 委員の任期

委嘱の日から、所掌事務が終了するまでの期間とする。ただし、所属する組織や団体の職を離れた場合は、新たに職に就いた者や推薦された者を委員として委嘱する。

5 専門部会について

委員会は、所掌事務を推進するため、専門部会を設置することができる。

6 統合再編準備委員会の組織体制



7 主な検討事項について

(1) 統合再編準備委員会

所掌事務について調査、検討し、その結果を教育委員会へ報告する。

委員会	主な検討事項
統合再編準備委員会	・ 新校舎の整備に関すること ・ 校名に関すること（令和5年度） ・ 各専門部会案の検討 など

(2) 専門部会

所掌事務の資料収集、専門的な検討を行い、統合再編準備委員会へ報告する。

部会、	主な検討事項
総務部会 開始予定年度 令和6年度	・ 校歌、校章に関すること★ ・ 体操着等の選定に関すること★ ・ 歴史、伝統の保存に関すること ・ 通学体制に関すること ・ 通学路に関すること ・ スクールバスの運用に関すること など
学 校 運営部会 開始予定年度 令和5年度	・ 教育課程等の教育内容に関すること★ ・ 学校行事に関すること ・ 委員会、クラブ活動等に関すること ・ 備品整備等に関すること ・ 交流事業に関すること★ など
保護者部会 開始予定年度 令和7年度	・ PTAの組織運営に関すること ・ PTA規約に関すること など

吉見町立小学校統合再編準備委員会・専門部会委員構成

	吉見町立小学校統合再編準備委員会		専門部会		
			総務部会	学校運営部会	保護者部会
1	保護者代表 【1号委員】	東第一小学校PTA代表	選出		選出
2		東第二小学校PTA代表	選出		選出
3		南小学校PTA代表	選出		選出
4		西小学校PTA代表	選出		選出
5		北小学校PTA代表	選出		選出
6		西が丘小学校PTA代表	選出		選出
7		吉見中学校PTA代表			選出
8		よしみ幼稚園保護者代表	選出		
9		よしみけやき保育所保護者代表	選出		
10	学校代表 【2号委員】	東第一小学校長	校長	教頭	教務主任
11		東第二小学校長	校長	教頭	教務主任
12		南小学校長	校長	教頭	教務主任
13		西小学校長	校長	教頭	教務主任
14		北小学校長	校長	教頭	教務主任
15		西が丘小学校長	校長	教頭	教務主任
16		吉見中学校長		教頭	教務主任
17	地域代表 【3号委員】	東地区区長（東第一小学校区）	○		
18		東地区区長（東第二小学校区）	○		
19		南地区区長（南小学校区）	○		
20		西地区区長（西小学校区）	○		
21		北地区区長（北小学校区）	○		
22		西地区区長（西が丘小学校区）	○		
23	教育委員会が必要と認める者 【4号委員】				
24					
	合計人数	24	20	7	14

※準備委員会の委員は、専門部会の委員を兼ねることもできる。

項 目	令和6年度												令和7年度												令和8年度												令和9年度												令和10年度																										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																				
統合準備委員会				○		○		○		○		○																																																															
校舎整備				基本設計																																																																							
										実施設計																																																																	
																既存校舎等の解体																																																											
																新校舎建設																																																											
校名	※令和5年度 校名候補案決定																																																																										
総務部会				○		○		○		○																																																																	
校章				選考方法の検討・選定																																																																							
校歌															作成方針協議・作成依頼												検討・選定																																																
体操着				協議・決定																						令和8年度入学児童より購入・他学年児童も随時購入																																																	
式典行事等																										閉校・開校に伴う式典事業等の検討																		閉校式	開校式																														
通学体制															通学体制・運行基準の検討																																																												
通学路																				通学路（徒歩通学・乗降所までの検討）																																																							
スクールバス																				運行ルート・ダイヤ・乗降場所等の検討																																																							
学校運営部会																																																																											
教育課程				学校教育目標（案）・年間指導計画・日課表等の検討																																																																							
学校行事																	学校行事の検討																																																										
備品整備・移動																	備品リストの作成・備品搬入計画の検討																									引越し																																	
交流事業 （小・小、小・中）				交流行事の検討・実施																																																																							
				○		○		○																																																																			
保護者部会																																																																											
PTA組織・規約																	組織のあり方・組織編成・規約等の検討																																																										
たより・広報等																																																																											
住民説明会																																																																											
												</																																																															

第4回 学校運営部会報告

1 開催日時 令和6年6月17日(月) 11:00~11:40

2 出席者数 6名(欠席1)

3 協議事項

(1) 今後のスケジュールについて

- ・令和9年度は、6校の小学校で、年間指導計画、日課表、生活の決まり等、統一した教育内容で実施し、あわせて課題等について検討する。
- ・年間指導計画等については、令和7・8年度に完成させる。

(2) 学校教育目標(案)の作成について

- ・年間指導計画等についての検討を始める前までに、学校教育目標(案)の完成を目指す。

(3) 年間指導計画等の作成計画について

- ・担当者、検討期間、提出期限等について、引き続き検討していく。

(4) その他

- ・備品等の整理について
- ・統合小学校の学年費等の集金方法等について
- ・小学校交流事業について
 - 小2交流会 6月18日(月) 実施
 - 小1交流会 9月18日(水) 西小・北小・西が丘小
11月 7日(木) 東一小・東二小・南小
- ・第5回 学校運営部会の開催 10月予定

〈部会配付資料〉

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・学校運営部会 今後のスケジュール(案) | 【部会資料1】 |
| ・学校教育目標(案)作成の流れ | 【部会資料2-1】 |
| ・学校教育目標(案)作成上の資料 | 【部会資料2-2】 |
| ・町内小中学校 学校教育目標一覧 | 【部会資料2-3】 |
| ・学校教育目標パターン | 【部会資料2-4】 |
| ・アンケート結果(保護者・児童・教職員) | 【部会資料2-5】 |
| ・年間指導計画等の作成計画について | 【部会資料3】 |

部会資料 1

[illegible]

学校教育目標（案）作成の流れ

1 第4回（令和6年6月17日）

（1）作成の目的・作成スケジュール

（2）作成する内容の検討

ア 学校教育目標（案）のみ

イ 学校教育目標（案） ＋ めざす児童像・教職員像・学校像

ウ イ ＋ 教育方針（指導の重点）等

（3）作成する上でのポイント

ア 基本となる法令・計画等

・教育基本法 学校教育法 学習指導要領

・第4期埼玉県教育振興基本計画

・吉見町総合振興計画 吉見町教育大綱

・吉見町立小学校統合再編計画 基本構想・基本計画

・各学校の学校教育目標等

・教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化

イ 児童の実態把握 → 行動の傾向・学力 → 学力調査の結果等

ウ 教職員・保護者・児童の願い

→ 統合小学校の施設整備に関するアンケート結果

2 第5回（令和6年10月）

（1）意見等の集約 → 案の作成・検討

（2）各学校での検討 → 情報の共有 検討（研修会・企画会・アンケート等）

3 第6回（令和7年2月）

（1）案の作成・検討 → 校長会へ検討依頼

校長会での検討

4 第7回（令和7年6月）

（1）学校教育目標（案）完成 → 準備委員会へ報告

学校教育目標（案）作成上の参考資料

1 教育基本法

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

2 学校教育法

第二章 義務教育

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）

第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第四章 小学校

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

3 第4期埼玉県教育振興基本計画

1 目標Ⅰ 確かな学力の育成

- (1) 施策1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進
- (2) 施策2 新しい時代に求められる資質・能力の育成
- (3) 施策3 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進
- (4) 施策4 技術革新に対応する教育の推進
- (5) 施策5 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

2 目標Ⅱ 豊かな心の育成

- (1) 施策6 豊かな心を育む教育の推進
- (2) 施策7 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実
- (3) 施策8 人権を尊重した教育の推進

3 目標Ⅲ 健やかな体の育成

- (1) 施策9 健康の保持増進
- (2) 施策10 体力の向上と学校体育活動の推進

4 目標Ⅳ 自立する力の育成

- (1) 施策11 キャリア教育・職業教育の推進
- (2) 施策12 主体的に社会の形成に参画する力の育成

5 目標Ⅴ 多様なニーズに対応した教育の推進

- (1) 施策13 障害のある子供への支援・指導の充実
- (2) 施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援
- (3) 施策15 一人一人の状況に応じた支援

6 目標Ⅵ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実（省略）

7 目標Ⅶ 家庭・地域の教育力の向上（省略）

4 第六次吉見町総合振興計画

(1) 将来像（計画のテーマ）

未来へつなぐ みんなで 安心して暮らせるまち・よしみ

— 20年先への種まき —

(2) ライフステージ別目標 吉見らしさを感じながら、「〇〇したい」と思える町

(3) 吉見町で学びたい【めざす姿】

- ・子どもたちが夢の実現に向けて充実した学校生活を送っている
- ・いつでも、どこでも、誰でも、様々な学びができ、活躍している

5 吉見町教育大綱

- (1) 基本理念 「学びたいと思えるまちづくり」の実現に向けて【めざす姿】
 - ・子どもたちが夢の実現に向けて充実した学校生活を送っている
 - ・いつでも、どこでも、誰でも、様々な学びができ、活躍している
- (2) 基本目標
 - I 学校教育の充実と自立する力の育成
 - II 豊かな心と健やかな体の育成
 - III 家庭・地域の教育力の向上
 - IV 生涯学習とスポーツの推進

6 吉見町立小学校統合再編計画

5 小学校統合再編によりめざす効果

- (1) クラス替え可能・複式学級の解消
- (2) 社会性・協調性等の向上
- (3) 教職員組織の強化
- (4) 地域との連携強化

8 魅力ある学校づくりと小中連携の更なる強化

吉見町を「知り・調べ・体験する」学習の充実

- (1) 中一ギャップの解消
- (2) 社会性、自己肯定感の向上
- (3) 学習指導、生徒指導の工夫・改善

7 吉見町統合小学校に関する基本構想・基本計画

6 施設整備の基本的な考え方

(1) 施設整備コンセプト

6校の和のもとに 未来へつなぐ 希望の学び舎

6校の和のもとに 長年にわたって築いてきた文化や歴史を継承し、
6校の融和と調和のとれた学校を目指します。

未来へつなぐ 新しい時代の学びを実現する教育環境の充実を図り
子どもたちを未来へつなぐ学校を目指します。

希望の学び舎 子どもたちが心に描く夢の実現に向かって、
笑顔で希望に満ちあふれる学校を目指します。

8 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化

(第4期埼玉県教育振興基本計画より)

(1) 人口減少と人口構造の変化

埼玉県総人口	令和 4年(2022年)	約733万人
	令和22年(2040年)	約685万人
14歳以下の年少人口	令和 5年(2023年)	約86万人
	令和22年(2040年)	約75万人

(2) 経済・雇用情勢の動きと格差の固定化・再生産

令和2年(2020年) 新型コロナウイルス感染症の世界的流行
令和4年(2022年) ロシアのウクライナ侵略
貧困の連鎖

(3) 身近に迫る脅威と新たな社会への進展

グローバル化の進展 地球温暖化 自然災害リスク
多様で柔軟な生き方の実現 デジタルトランスフォーメーション(DX)

(4) 子供をめぐる教育的ニーズの多様化

本県における特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒
令和4年度(2022年度) 2万人超
本県における不登校児童生徒
令和4年度(2022年度) 約1万4千人
令和5年(2023年) 4月「こども基本法」

(5) 教職員を取り巻く状況の変化

学校における働き方改革 教員採用選考試験の受験者数の減少

(6) 地域と家庭の状況の変化

コミュニティの維持困難 家庭を取り巻く環境変化

吉見町立学校 学校教育目標 目指す児童生徒像等 一覧 【令和6年度】

学校名	学校教育目標	目指す児童生徒像等
東第一 小学校	かんがえる子 こころゆたかな子 たくましい子	人の話をしっかり聴ける子 自分の考えを進んで表現できる子 考えたことを生活に生かせる子 進んであいさつできる子 自他ともに大切にできる子 友達と助け合って行動できる子 進んで運動や遊びができる子 健康で安全に生活できる子 最後まであきずにやり抜く子
東第二 小学校	心のあたたかい子（徳） すすんで学ぶ子（知） がんばりのきく子	笑顔あるれる元気な学校 笑顔いっぱい 絆しっかり 東二小 ・明るく元気なあいさつや返事をする子 ・自分も友達も大切にできる子 ・じっくり考えて、意欲的に学ぶ子 ・目標を持ち、最後までがんばる子
南 小学校	進んで学ぶ子 心豊かでやさしい子 元気な子	【知】 進んで学ぶ子 【徳】 心豊かでやさしい子 【体】 元気な子
西 小学校	やさしく 【徳】 かしこく 【知】 たくましく 【体】	3つの「こ」＝「向上心」「根気」「心」を備えた児童 向上心・・・もっと知りたい。もっとうまくなりたい。こんな〇〇になりたい。等 根気・・・丁寧に。続ける。やり抜く。多少の困難や辛さに負けずに頑張る。等 心・・・人にやさしく。あいさつで心を届ける。慈しむ。感謝する。協力する。等
北 小学校	かしこい子（知） やさしい子（徳） たくましい子（体）	じっくり考え、自ら進んで学ぶ子 自分の言葉で表現できる子 最後までていねいに取り組む子 明るいあいさつのできる子 相手のことを考えて発言や行動ができる子 誰に対しても優しく接することができる子 よく遊び、よく運動し、よく働く子 根気よく、最後までやりぬく子 基礎体力を身に付けるとともに、その向上に励む子
西が丘 小学校	やさしさ子（徳） かしこい子（知） げんきな子（体）	感謝の気持ちを持ち、あいさつができる子 相手のことを考え、互いに助け合う子 夢をもって取り組むことができる子 自分で考え判断し、表現する子 学習の仕方がわかり、課題に意欲的に取り組む子 基礎・基本を身に付け、力を伸ばす子 基本的な生活習慣を身に付け、健康で安全に生活できる子 進んで運動し、体力づくりに意欲的な子 目標をもって、最後までやり抜く子
吉見 中学校	学び合い・認め合い・高め合う 学ぶ 磨く 鍛える	成長をめざして、高い志や目標を抱いて活動に取り組む生徒 共生意識を大切に、互いのよさや努力・成果を認め合える生徒 目標達成に向けて、向上心をもって粘り強く取り組む生徒

学校名	目指す学校像	目指す教職員像
東第一 小学校	子供たちの笑顔あふれ、保護者・地域から信頼させる学校 ～3合い「認め合い・助け合い・高め合い」をとおして～	
東第二 小学校	温かさあふれる豊かな人間関係が構築できる学校 学ぶ喜ぶあふれる授業が展開される学校 元気あふれるじょうぶな身体がつくられる学校 安全で安心あふれる環境が整備された学校	児童・保護者・地域から信頼される教職員 子供に対する愛情をもつ教職員 仕事に誇りを持ち、学び続ける教職員 心身ともに健康で人間性豊かな教職員
南 小学校	児童の学びへの意欲を育む学校 児童の自信と思いやりの心を育む学校 保護者・地域と連携し信頼を築く学校	教育に情熱を注ぎ続ける教職員 学ぶことの楽しさを味わわせる教職員 児童の持ち味を引き出す伸ばす教職員 保護者・地域と連携・協働する教職員
西 小学校	子供を「伸ばし」「生かし」「鍛える」学校	子供を伸ばし、生かし、鍛えるために情熱と愛情を指導に注ぐ教職員 子供主体の授業を展開し、そのために自己研鑽に励み続ける教職員 教育公務員としての自覚と資質、そして高い倫理観を兼ね備えた教職員 家庭や地域に進んで関わり、協働することのできる教職員 明るく、ハキハキとした振る舞いを自然にできる教職員 「これでいいや」ではなく、「これがいい」を指導に反映できる教職員
北 小学校	力いっぱい活動し 笑顔あふれる学校 ～学校・家庭・地域が連携した教育の推進～	教育への誇りと情熱をもち、子供と真剣に向き合える教職員 ①教育への情熱や使命をもち、子供たちと共に学び成長し続ける教師 ②子供を向上・成長させる指導力のある教師 ③保護者や地域の願いに応え、公正で品位のある教師 ④報告・連絡・相談・確認を迅速に行い、組織的に対応できる教師
西が丘 小学校	学ぶ楽しさにあふれ、児童も教職員も一人一人が輝く、「ありがとう」いっぱいの学校 ・活力に満ち、笑顔あふれる学校 ・認め合い、助け合い、協力できる学校 ・一人一人が生かされ、活躍できる学校	子供に寄り添い、子供のよさを引き出す教師 ・高い専門性と創造力をもつ教師 ・児童の手本（モデル）となる教師 ・他の喜びを自分の喜びとできる教師 ・事故、不祥事を起こさない教師
吉見 中学校	集う学舎の楽しさよ（楽しい吉見中学校） 励む学舎の尊さよ（学びに価値を見いだす吉見中学校） 挙げる歌声世にひびけ（3年間の学びが、社会に還元できる吉見中学校） ※校歌の一節より	

学校教育目標パターン

1 ○○○○○な子（知）

○○○○○な子（徳）

○○○○○な子（体）

2 知 ○○○○○し

徳 ○○○○○い

体 ○○○○○する

児童の育成

3 ○○○い・○○○い・○○○う

4 ○○○○○に向かって

○○○○○する

○○○○○な

児童の育成

5 ○○○や○○○を伸ばし

○○○○○する力を育む

統合小学校の施設設備に関するアンケート結果（一部抜粋）

- ※調査対象
- ・小学生以下のお子様をお持ちの保護者
 - ・町内の各小学校の４年生から６年生
 - ・町内の各小学校に勤務する教職員
- ※調査方法
- ・WEBアンケート
- ※実施時期
- ・令和５年９月１日から９月２０日まで

問 統合小学校に通う児童の姿をイメージするキーワードはこういった
 ものですか。３つ選んでください。

- ①笑顔 ②元気 ③楽しい ④明るい ⑤伸びやか
 ⑥仲良し ⑦おおらか ⑧さわやか ⑨ふれあい ⑩落ち着いた
 ⑪やさしい ⑫にぎやか ⑬主体的 ⑭創造的

対象	順位	キーワード	選択率（％）
保 護 者	1	笑顔	47.8
	2	元気	42.8
	3	楽しい	39.1
	4	伸びやか	30.4
	5	にぎやか	26.3
児 童	1	元気	54.6
	2	仲良し	48.5
	3	笑顔	43.7
	4	やさしい	31.1
	5	明るい	38.5
教 職 員	1	笑顔	54.7
	2	主体的	39.6
	3	元気	34.0
	4	明るい	28.3
	5	やさしい	20.8

年間指導計画等の作成計画について

1 年間指導計画

(1) 内容（令和6年度指導の重点：埼玉県教育委員会より）

ア 教科等

国語 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育

特別の教科道徳 外国語

特別活動 総合的な学習の時間 外国語活動 通級による指導

イ 全体計画

生徒指導・教育相談 進路指導・キャリア教育 道徳教育 体育 人権教育

健康教育（学校保健・学校安全・学校における食育） 特別支援教育

国際理解教育 情報教育 環境教育 ボランティア・福祉教育 男女平等教育

学校図書館教育 小規模校教育 主権者教育 消費者教育

(2) 担当

教科・領域等主任（各教科等の主任研究協議会を活用）

※オンライン会議等の活用も検討

※教頭・教務主任等からの適切な指導・助言

※自校の校長、教科等の担当校長の指導を仰ぐ

(3) 検討期間

令和7年6月～令和8年12月

※新学習指導要領（予定） 周知期間：令和8年度

移行期間：令和9・10年度

全面实施：令和11年度

(4) 提出方法

ア 提出物 電子データ

イ 提出期限 令和9年1月8日（金）

ウ 提出先 吉見町教育委員会 教育総務課 小学校統合準備室

2 日課表・週時程

(1) 内容

ア 日課表

※中学校の日課表との調整を図る

※チャイムの有無についても検討

イ 週時程

※中学校の週時程との調整を図る

(2) 担当

教務主任（主任研究協議会を活用）

※オンライン会議等の活用も検討

※教頭からの適切な指導・助言

※自校の校長、校長会会長等の指導を仰ぐ

(3) 検討期間

令和7年6月～令和8年12月

(4) 提出方法

ア 提出物

電子データ

イ 提出期限

令和9年1月8日（金）

ウ 提出先

吉見町教育委員会 教育総務課 小学校統合準備室

3 生活の決まり等

(1) 内容

- ア 生活の決まり
- イ 授業の開始・終了のあいさつ
- ウ 給食関係（配膳方法・片付け方法等）
- エ 清掃関係（分担方法・担当者等）
- オ その他

(2) 担当

生徒指導主任（主任研究協議会を活用）

※オンライン会議等の活用も検討

※給食・清掃主任等との連携を図る

※教頭・教務主任等からの適切な指導・助言

※自校の校長、校長会会長等の指導を仰ぐ

(3) 検討期間

令和7年6月～令和8年12月

(4) 提出方法

- | | |
|--------|-------------------------|
| ア 提出物 | 電子データ |
| イ 提出期限 | 令和9年1月8日（金） |
| ウ 提出先 | 吉見町教育委員会 教育総務課 小学校統合準備室 |

吉見町教委要綱第 1 号

吉見町立小学校統合再編準備委員会設置要綱
(設置)

第 1 条 吉見町立小学校の円滑な統合再編に必要な準備、検討及び調整を図るため、吉見町立小学校統合再編準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査、検討し、その結果を吉見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 校名、校則、校章等に関すること。
- (2) 通学体制に関すること。
- (3) 教育課程、学校行事等に関すること。
- (4) 施設整備、設備備品等に関すること。
- (5) その他統合再編に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者を代表する者
- (2) 学校の教職員を代表する者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。ただし、当該地位等にある者が所属する組織、団体から委員の推薦があるときは、推薦された者を委員として委嘱することができる。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、前条各号の区分に従い後任者を委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務の推進のため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、委員会の指示により、所掌事務に係る資料収集、細部についての検討を専門的に行い、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。

3 専門部会を構成する部会員は、委員会において定める。

4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、専門部会の業務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。